

安城市地域クラブ等活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生部活動地域展開に伴い、地域クラブ等の活動をする団体に対し交付する安城市地域クラブ等活動支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、当該年度中の活動日数が40日以上である団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 安城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年4月1日施行）第4条第1項の規定による認定を受けた団体
- (2) 安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年安城市教育委員会規則第3号）第7条に規定する登録を受けた団体

2 前項第1号に掲げる団体に該当しない団体は、次に掲げる要件を満たす活動をする団体でなければならない。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し、又は発展させた活動であって、市内に居住する生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 1週間当たりの休養日の日数が2日以上設定されていること。
- (3) 年間又は月間の活動計画が策定され、及び公表されていること。
- (4) 熱中症対策その他の適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (5) 適切な会計処理が行われていること、営利を主たる目的としていないことその他適切な運営体制が確保されていること。
- (6) 生徒、保護者等への地域クラブ活動に関する情報提供等が円滑に行われるよう安城市教育委員会等との連携が適切に行われていること。

(補助額)

第3条 補助金の額は一の補助対象団体につき、3万円とする。

2 補助対象団体に所属する市内生徒（市内の中学校に在学する者に限る。第4項において同じ。）の数が10人以上20人未満の場合は1万円を、20人以上の

場合は2万円を前項の額に加算する。

- 3 補助対象団体の当該年度中の活動日数が80日以上120日未満である場合は1万円を、120日以上である場合は2万円を第1項の額に加算する。
- 4 補助対象団体又は当該団体に所属する生徒が当該年度中に当該団体の活動に係る大会（開催に係る要綱が定められているものに限る。）に出場した場合は、2万円を第1項の額に加算する。
- 5 補助対象団体が第2条第1項第1号に掲げる団体に該当する場合は、1万円を第1項の金額に加算する。

（申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）安城市認定地域クラブ活動認定要件確認書に準じて市長が別に定める書類
- （2）団体の規約、会則等
- （3）当該年度の活動計画書
- （4）団体に所属している者に係る名簿
- （5）団体に所属している全ての者に適用される怪我等に係る損害を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していることが分かる書類
- （6）収支計画書
- （7）当該年度に活動を開始した団体以外の団体にあつては、前年度の決算書

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に掲げる団体に該当する団体は、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（月例の活動計画書の提出）

第5条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）（第2条第1項第1号に掲げる団体に該当する団体を除く。）は、毎月25日までに翌月の活動計画書を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第6条 交付決定団体は、当該年度の活動を完了したときは、当該年度の末日までに規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）当該年度の決算書
- （2）出場した大会の開催に係る要綱及び成績表（第3条第4項に規定する場合に限る。）

(3) 当該年度の活動記録

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。